

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等に関する提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営が行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

6. まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。
7. 国の出先機関改革については、地域の実情に精通している都市自治体と十分協議を行うこと。また、事務権限を移譲する場合は、税財源と一体的に移譲するとともに、人員の移管について都市自治体と十分協議すること。
8. 道州制については、国民生活に多大な影響を与えるものであることから、検討状況や改革後の姿等について情報を広く公開し、都市自治体及び国民に不安が生じることのないようにすること。
9. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。
また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。
なお、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに中核市の指定要件を満たした市が円滑に中核市へ移行できるよう、十分な財政措置を講じること。
10. 人口減少社会においても、自治会機能を維持できるよう、過疎が進む地域の実態を踏まえ、認可地縁団体の構成員要件を見直すこと。
また、地縁組織や地域運営組織等の活動拠点となるコミュニティ施設の整備に係る財政措置を講じること。
11. 都市自治体が随意契約を締結できる限度額については、社会経済情勢の変化を踏まえ、引き上げを行うこと。
12. 定住自立圏の要件に該当しない市町村や連携中枢都市圏における広域行政施策の取組について、十分な財政措置を講じること。
また、定住自立圏及び連携中枢都市圏の対象要件を緩和すること。

13. 住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するなど、制度の改正を図ること。

14. 改正行政不服審査法 81 条に基づく第三者機関の設置について財政措置を講じること。

また、同法に基づく業務の円滑な運営のための研修に関する支援を行うこと。

15. 地方公務員の給与は、地方が条例により自主的に決定するものであるが、地域手当については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の支給基準を踏まえた支給割合としている。しかし、国の基準は、各地域の実情が必ずしも踏まえられていないため、地域手当のあり方について、地域の一体性も考慮した支給率となるよう、見直しを行うこと。

また、地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導手段として利用するなどにより、国による一方的な地方公務員給与削減要請を行わないこと。

16. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

17. 少子高齢化等により、国民の負担はますます重くなっている現状において、歳出削減について国権の最高機関である国会自らが範を示すべきであることから、有識者等で構成する第三者機関における検討を踏まえ、更なる国会議員の定数削減を行うこと。

18. 国の遊休施設を都市自治体が無償で利用できるようにすること。

19. 地方創生の推進に当たり、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうえで、実効性のある取組を早急に実施すること。

20. 地方版総合戦略の実現や地方創生の推進に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の更なる充実を図ること。

また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。

21. 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。

22. 施策の効果検証に当たっては、基準を全国一律とすることなく、地域の実情を十分に考慮すること。

23. 地方版総合戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。

24. 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な周知活動を展開すること。

25. 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。

26. 政府関係機関の地方移転については、国が主体的に取り組み、早期に実施するとともに、都市自治体からの提案に対応するための相談窓口を設置すること。

27. 地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報の充実、地方移住を目的とした住宅の売却に係る税制特例措置の拡充、地域おこし協力隊への財政支援の改善などにより、U J I ターンを促進すること。

28. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策の拡充や適用期間の延長を図るとともに、十分な財政措置を講じること。